

代理受領制度のご案内

木造住宅耐震改修費補助金を申請するときは、補助金の代理受領制度が利用できます

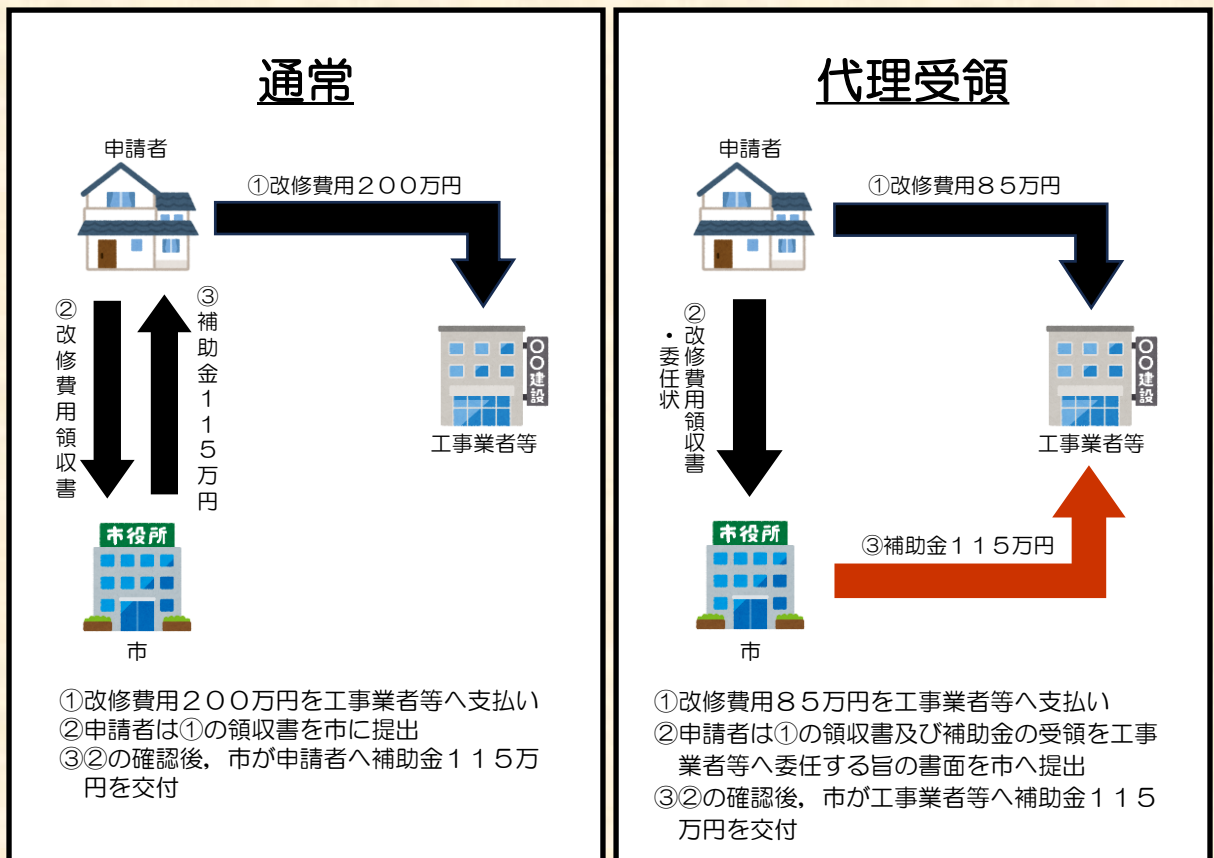
代理受領制度とは・・・

通常、耐震改修工事の補助金は市から申請者へ交付されますが、この制度を利用した場合は、工事業者等が直接受け取るようになります

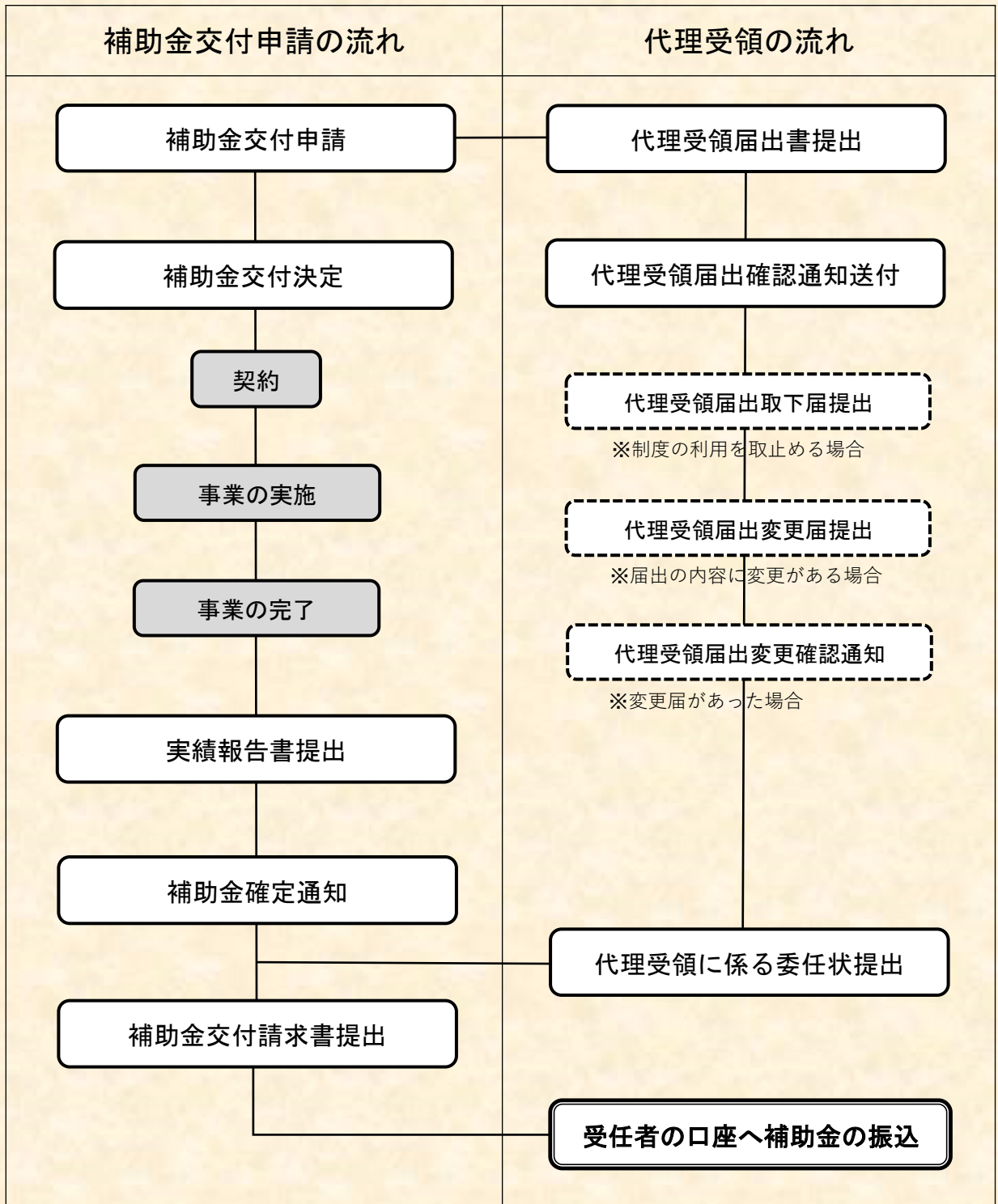
この制度を利用することで、申請者は耐震改修費用から補助金を差引いた額を工事業者等へ支払えばよいので、通常の場合と比べ用意する費用の負担が少なく済みます
ただし、この制度を利用する場合は、工事業者等との間で十分な合意がなされていることが必要となります

代理受領のイメージ

(改修費用200万円 補助金115万円の場合の例)



◎代理受領制度を利用した場合の手続の流れ



- ・代理受領制度を利用する場合は、契約予定の工事業者等との間で事前に利用することについての十分な理解と合意がなされていること。
- ・代理受領届出書は補助金交付申請と併せて提出すること。
- ・補助金確定通知後の補助金交付請求書提出までに代理受領に係る委任状の提出が必要。委任状が提出された場合は、補助金交付請求書の口座振込み先欄には受任者(工事業者等)の指定口座を記入。

【ご注意ください】

この制度は、補助金が単独の工事業者等へ全額支払うことができる場合に利用可能。交付される補助金が、複数の工事業者等へ支払わなければならないような金額となる場合は利用不可。